

令和9年度 安曇野市 児童クラブ利用のご案内

令和9年度入所希望者 一斉受付
令和8年9月25日（金）～10月23日（金）



毎年、申請が
が必要です！

令和8年度からの変更点

- ① 入所申請書や添付書類、延長保育申請等の様式が変更となりました
- ② 利用者負担金の一部が変更となりました
（支払日、基本料の減額区分、延長保育料金の区分）

安曇野市教育委員会事務局
子ども家庭支援課
令和8年9月



▶市児童
クラブ案内



▶一斉受付
特設ページ



1 児童クラブとは.....	2
2 実施場所（受入先）・入所できる学年.....	3
3 利用できる児童・申請要件.....	4
4 利用の概要.....	5
5 利用者負担金（利用料）.....	7
6 申請手続きの流れ.....	11
7 申請に必要な書類.....	13
8 一斉受付の仮申請（職業訓練等・求職・未入園・復職の方）.....	15
9 申請しても入所できないとき（入所待機）.....	17
10 申請内容に変更があるとき.....	18
11 退所・利用が制限されるとき.....	18
12 児童クラブ以外の事業.....	20
よくある質問.....	22

1 児童クラブとは

市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学する児童を対象に、放課後等に小学校や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、「安曇野市児童クラブ」を運営しています。

対象児童		父母等保護者が就労等で昼間家庭にいない市内小学生
実施場所		児童館、小学校等
利用期間		令和9年4月1日～令和10年3月31日まで
利用形態	通年利用	・平日放課後 ・土曜日 ・長期休業（夏休み等） ・振替休校日 保護者の勤務終了が、午後3時以降の場合のみ
	長期利用	・長期休業（夏休み等） ・振替休校日 ・授業が午前中におわる日のうち指定日（後日お知らせ）
利用時間	開設日時	・登校日 学校終業時から午後6時まで ・土曜日、長期休み、振替休校日 午前8時30分から午後6時まで
	延長保育	・早朝 午前7時30分から（休校日のみ） ・延長 午後7時00分まで
	閉所日	・日曜祝日 ・お盆（8月13日から16日） ・年末年始（12月29日から1月3日）
利用方法		・平日 来所は学校から徒歩、帰宅は保護者のお迎えによる ・休日 保護者の送迎による
負担金（利用料）		・通年利用 月額3,000円（減額制度あり） ・長期利用 日額240円（減額制度あり） ※その他、延長保育申請や突発利用による加算あり
必要な手続き	申請	児童館または市HP等で申請書類を入手し、児童館または市へ提出 ①児童クラブ入所申請書 ②保護者が昼間家庭で保育できないことを証明する書類（保護者全員分） ③その他必要書類
	延長	延長保育を利用するとき ・延長保育申請書
	変更	利用形態変更や転職・離婚等で申請内容に変更があったとき ・児童クラブ利用変更届
	退所	退所するとき ・児童クラブ退所届

2 実施場所（受入先）・入所できる学年

通学区分	入所可能な学年	児童クラブ名	実施場所/連絡先			
			平日		土曜日	
豊科南小	1～4年	豊科南小児童クラブ	豊科南小学校内	87-8087 (開所時間帯)	高家児童館	72-5685
		豊科南小児童クラブ 分室	高家児童館	72-5685		
豊科北小	1～6年	豊科北小児童クラブ	南穂高児童館	71-5150	南穂高児童館	71-5150
		豊科北小児童クラブ 分室	豊科北小学校内	090-5334-1444 (開所時間帯)		
豊科東小	1～6年	豊科東小児童クラブ	豊科東小学校内	88-8617 (開所時間帯)	高家児童館	72-5685
穂高南小	1～6年	穂高南小児童クラブ	穂高中央児童館	84-0762	穂高中央児童館	84-0762
		穂高南小児童クラブ 分室	穂高南小学校内	090-3343-0492 (開所時間帯)		
穂高西小	1～6年	穂高西小児童クラブ	穂高西部児童館	82-2527	穂高西部児童館	82-2527
		穂高西小児童クラブ 第1分室	穂高西小学校内	070-4452-7787 (開所時間帯)		
		穂高西小児童クラブ 第2分室	穂高西小学校内	070-3076-8343 (開所時間帯)		
穂高北小	1～6年	穂高北小児童クラブ	穂高北部児童館	83-5494	穂高北部児童館	83-5494
		穂高北小児童クラブ 分室	穂高北小学校内	88-3357 (開所時間帯)		
三郷小	1～4年 (長期利用のみ5年まで)	三郷小児童クラブ	三郷児童館	76-0185	三郷児童館	76-0185
		三郷小児童クラブ 第1分室	三郷小学校内	77-2001 (開所時間帯)		
		三郷小児童クラブ 第2分室	三郷小学校内	090-3343-0246 (開所時間帯)		
堀金小	1～6年	堀金小児童クラブ	堀金児童館	71-2122	堀金児童館	71-2122
明南小	1～6年	明南小児童クラブ	明南小学校内	090-8423-1311 (開所時間帯)	明科児童館	62-2482
明北小	1～6年	明北小児童クラブ	明北小学校内	080-8810-9711 (開所時間帯)		

3 利用できる児童・申請要件

(1) 利用できる児童（対象児童）

以下のすべてに該当する児童を対象とします。

①市内小学校に通学していること

②保護者全員が申請要件のいずれかに該当し、昼間家庭において保育ができないこと

※「保護者」は、原則として児童の「父母」、父母がいない場合は、「父母に代わって児童を実際に養育している者」です。

(2) 申請要件

保護者の状況		保育できない事由	入所できる期間
就労	会社員・専従者等	就労のため児童の保育ができない ※通年利用は保護者が午後3時以降まで勤務がある場合のみ	就労の期間
	農業・自営業者等		
就労以外	就学・職業訓練	専門学校や職業訓練校等に通学しており児童の保育ができない ※自宅学習、カルチャー教室等は不可	就学等の期間 (修了日まで)
	出産	出産前後で安静が必要であり児童の保育ができない	出産予定月とその前後1ヶ月
	求職	求職活動により児童の保育ができない	求職日(退職日等の翌日)から2ヶ月以内
	その他 (被災、傷病入院、常時介護等)	災害復旧、傷病や入院、常時介護等により児童の保育ができない	要相談 (事由により家庭保育できない期間)

※保護者が育児休業中の場合や未就学のきょうだいが未入園の場合等は利用できません。

(3) 心身に障がいや発達特性のあるお子さんについて

お子さんを安全にお預かりするため、利用にあたっては、ご家庭や認定こども園、小学校等の生活状況等を確認させていただいた上で、児童クラブと調整を行い、入所できるかどうかの判断をします。そのため、他のお子さんより入所可否の決定が遅れる場合があります。また、事前に児童クラブの見学等が必要になる場合がありますのでご了承ください。

なお、市ではお子さんの発達に心配がある方の相談窓口等も設置しておりますのでご利用ください。(※「12 児童クラブ以外の事業」を参照)

4 利用の概要

各児童クラブの具体的な利用方法は、3月上旬ごろに各児童館で利用説明会を行います。入所日が近づきましたら日程等通知しますので参加をお願いします。

なお、年度途中から入所する場合は、入所前に個別に説明を受ける必要があります。

(1) 利用形態

通年 利用	・ 平日放課後 ・ 土曜日 ・ 長期休業（夏休み等） ・ 振替休校日	保護者の勤務終了が、 午後3時以降の場合のみ利用可能
長期 利用	・ 長期休業（夏休み等） ・ 振替休校日 ・ 授業が午前中におわる日のうち指定日（3月頃お知らせ）	

(2) 利用時間

開所時間	<登校日> 学校終業から午後6時まで <土曜日、長期休業、振替休校日> 午前8時30分から午後6時まで	
延長保育 実施時間	早朝利用	午前7時30分から午前8時30分 ※休校日のみ
	延長利用	午後6時から午後7時
閉所日	・ 日曜祝日 ・ お盆（8月13日から16日） ・ 年末年始（12月29日から1月3日）	

(3) 過ごし方の例

平日	学校から歩いて来所 ～ 自由時間 ～ おやつ ～ 宿題や読書 ～ 自由時間 ～ 帰り支度 ～ 保護者のお迎え
休校日	保護者の送迎により来所 ～ 朝の会 ～ 宿題や読書 ～ 昼食（お弁当持参） ～ お昼寝やDVD鑑賞 ～ 自由時間 ～ おやつ ～ 宿題や読書 ～ 帰り支度 ～ 保護者のお迎え

(4) 持ち物

水筒、ハンカチ、ティッシュ、帽子、着替え、学習用具、遊び道具、お弁当（休日のみ）、児童クラブ出欠表 等

(5) 来所・帰宅方法

来所	・登校日：学校から徒歩で直接来所してください。 ・休校日：保護者の送迎により、来所してください。
帰宅	・保護者がお迎えにきてください。 ・保護者以外がお迎えにくる場合は、事前に連絡をお願いします。 ※お子さんの安全確保のため、高校生を含む未成年者への引き渡しはできません。
その他	・児童クラブは自力通所が原則となりますので、お子さんの送迎はいたしません。自力通所が難しい場合は、ファミリー・サポート等の活用を検討ください。 ・閉所時間は午後 7 時です。必ず閉所時間までにお迎えに来てください。 ※午後 7 時過ぎのお迎えが頻発し、改善がみられない場合は利用制限や退所いただく場合があります。



5 利用者負担金（利用料）

（１）基本料金

利用形態	児童 1 人当たりの負担金額	
通年利用	月額 3,000 円	・欠席等による減額はありせん ・月途中の入退所は日割算定します
長期利用	日額 240 円	・利用日数に応じて算定します ・上限額は 3,000 円です

（２）基本料金の減額

以下に該当する場合は基本料金が減額となります。

対象者	減額の割合
保護者が生活保護費を受給	全額 (通年・長期利用 0 円)
保護者全員の当該年度の市県民税が非課税	2 分の 1 (通年利用 1,500 円/月) (長期利用 120 円/日)
子どもが当該年度の安曇野市就学援助費を受給	
児童クラブを 2 人以上の子どもが利用 (第 2 子以降の子どもにのみ適用)	

※減額は基本料金のみ適用となり、延長保育料金、突発延長料金には適用されません。

※当市以外で市県民税が課税されている方で減額を希望する場合、課税自治体が発行する当該年度の課税証明書又は非課税証明書を提出ください。

※年度の途中から対象となる方、対象でなくなる方は必ず変更届を提出いただくか、お申し出ください。

【減額により年度途中に増額・減額となる場合】

市条例に基づき、当該年度（令和 9 年度）の市県民税及び就学援助の受給状況により減額は決定します。ただし、令和 9 年度市県民税等の決定時期が 6 月中旬～7 月上旬であることから、それまでの 4・5 月分の負担金は令和 8 年度市県民税に基づいて仮算定します。

市県民税等が決定した後に料金の再算定を行いますので、6 月分以降から料金が増額となる場合があります。

料金の変更は 4 月分に遡って適用するため、料金が増額となる方は 6 月分以降に差額を加算して徴収し、減額となる方は差額分を順次還付します。

(3) 延長保育料金、突発延長料金

延長保育（早朝・延長）を希望する場合は、「児童クラブ延長保育申請書」を希望月の前月までに提出してください。

申請なく開設時間を超える利用があった場合は、その都度、突発延長料金が加算となります。

利用区分	利用時間	負担金額（料金）
早朝利用 （休校日のみ）	午前7時30分～午前8時30分	月額 1,000 円
	午前8時00分～午前8時30分	月額 500 円
延長利用	午後6時00分～午後6時30分	月額 500 円
	午後6時00分～午後7時00分	月額 1,000 円
突発延長	延長保育申請等をせずに、通常の開所時間外に利用があった場合	1 回あたり 30 分ごと 500 円

※延長保育の料金は実際の利用がない場合も発生します。延長保育の申請を取り下げる場合は、利用希望月の前月までに変更届を提出ください。

※令和9年度から早朝保育の利用時間及び料金に変更となりました。申請の際はご注意ください。

【延長保育の例】

30 分ごと、月額 500 円加算（1 時間延長＝1,000 円、30 分延長＝500 円）

○登校日例

通常保育時間		6 : 00	6 : 30	7 : 00
授 業	下校時刻 ～ 午後 5 時 59 分	延 長 500 円	延 長 500 円	

○休校日例

7 : 30	8 : 00	通常保育時間	6 : 00	6 : 30	7 : 00
早 朝 500 円	早 朝 500 円	午前8時30分～午後5時59分	延 長 500 円	延 長 500 円	

（４）負担金の支払い

支払日は利用月の翌月末（土日祝日の場合は翌営業日）となります。

原則的に口座振替（口座から毎月、自動的に引き落とし）で支払ってください。口座振替での支払いが難しい場合のみ、納付書での現金納付ができます。

利用月の翌月中旬以降、児童クラブまたは郵送にて金額確認用の納付書兼領収書をお配りします。

納付方法	内容
口座振替	・支払日に指定口座より引落としをします ・残高不足等で引落としができない場合の再振替はありませんので、納付書にて納付ください ※利用月の翌月中旬以降、児童クラブまたは郵送にて金額確認用の納付書兼領収書を配布します
納付書 （現金納付）	・口座振替でのお支払いが難しい場合のみ対応します ※利用月の翌月中旬以降、児童クラブまたは郵送にて納付書を配付します

口座振替について

（ア）新規で振替口座を登録する場合・振替口座の変更を希望する場合

「口座振替依頼書」を口座振替取扱銀行または市役所窓口に出してください。

登録口座は、還付金が生じた際の振込口座にもなりますので、「申請者」と「口座の名義人」は同一の方としてください。

※ゆうちょ銀行の利用を希望する場合は、市で取り扱いができないため郵便局の窓口で直接提出ください。

（イ）過去に振替口座を登録したことがある場合

次の全てを満たす場合は、既登録口座からの引き落としとなります。

- ① 過去に市児童クラブを利用しており、口座振替の手続きを行なっている
- ② 過去の申請時と申請者が同じである
- ③ 過去の申請時から登録口座情報に変更がない

<注意事項>

***令和9年度より「支払日」は「利用月の翌月末（土日祝日の場合は翌営業日）」です。**

*過去の申請者と令和9年度の申請者が異なる場合は、新しく口座振替の登録手続きが必要となります。

(5) 負担金の滞納について

負担金に未納が発生し、その支払いに誠意ある対応がみられない場合（連絡がつかない、約束した日に納付がない等）は、児童クラブの利用を制限または利用解除（退所）させていただくことがあります。また、次年度入所をお断りする場合があります。

生活にお困り等で納付が難しい場合は必ずご相談ください。

令和9年度からの児童クラブ負担金の変更について

令和9年度から下記のとおり児童クラブ負担金に係る見直しを行いました。

この見直しにより、より多くの方が新たに減額対象となる見込みですが、一部の方については減額対象外となり負担金額が昨年より増加する場合があります。

利用者間の公平を図り、より分かりやすい料金体系とするための見直しとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

① 負担金の支払い日を翌月末払いに統一

- 通年利用の方の負担金・延長保育料金は「利用月の当月末に支払い」となっていたが、長期利用の方と同様の「利用月の翌月末に支払い」へ統一します。

（例）～令和8年度： 4月に通年利用 → 4/30に支払

令和9年度～： 4月に通年利用 → 5/31に支払

② 減額対象の見直し（廃止・拡大）

●みなし非課税※による減額の廃止

- ・平成22年度税制改正による年少扶養控除廃止に伴い、一時的な措置として実施していたみなし非課税による減額を廃止します。

※市県民税額から年少扶養控除相当額を控除し、非課税相当となる場合はみなし非課税者として非課税者と同等の減額を行う市児童クラブの独自制度。

●1/4減額の廃止

- ・非課税及びみなし非課税の方の第2子以降の減額率を1/4としていましたが、他減額者と同様の1/2に統一します。

●対象者の拡大

- ・児童が当該年度の就学援助費受給者である場合に減額を新たに適用します。
- ・第2子以降の1/2減額について、兄弟姉妹の利用形態が同一でない場合は減額対象外でしたが、同一でない場合にも減額を適用します。

③ 早朝延長料金の見直し

- 令和8年度まで早朝保育を本来の開始時間である午前8時より前の午前7時30分から試験的に無料実施していましたが、令和9年度より市条例の規定に基づき、正式に料金を設定します。

6 申請手続きの流れ

(1) 一斉受付期間

令和8年9月25日（金）～ 令和8年10月23日（金） <必着>

- ・令和9年度中に利用を希望する方は、利用形態（通年利用・長期利用）や利用期間（年度途中からの利用開始希望）に関わらず、本期間中に申請をしてください。
- ・申請後に記載内容（仕事や勤務形態等）に変更がある場合は必ずご連絡ください。

(2) 申請書類の配布・提出場所

安曇野市役所 子ども家庭支援課 児童青少年係 市役所1階 17番窓口
午前8時30分 から 午後5時15分（土日、祝日を除く）

利用希望の児童館 ※下記参照
午前9時30分 から 午後6時（日、祝日除く）

児童クラブ提出先一覧

申請書受付場所	該当児童クラブ
高家児童館	豊科南小児童クラブ
	豊科東小児童クラブ
南穂高児童館	豊科北小児童クラブ
穂高中央児童館	穂高南小児童クラブ
穂高西部児童館	穂高西小児童クラブ
穂高北部児童館	穂高北小児童クラブ
三郷児童館	三郷小児童クラブ
堀金児童館	堀金小児童クラブ
明科児童館	明南小児童クラブ
	明北小児童クラブ

※児童館以外の各分室では個人情報書類の保管ができないため受け付けはできません。

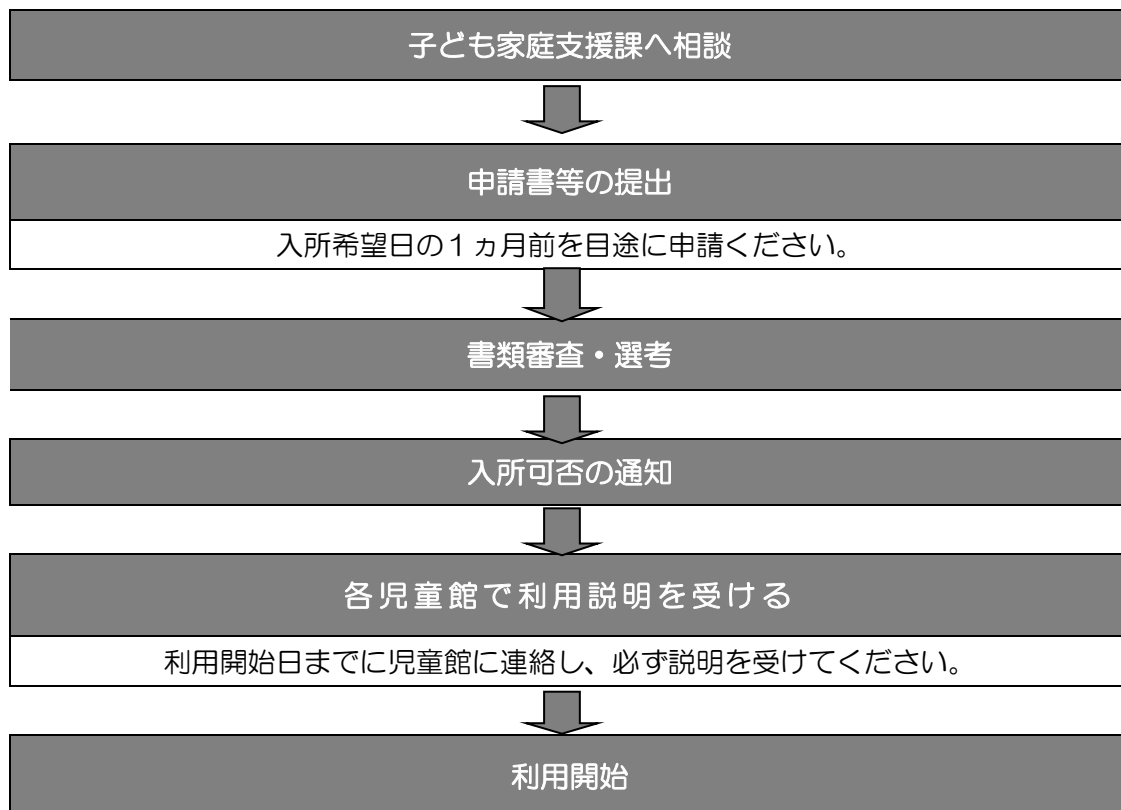
(3) 申請から入所までの流れ

(ア) 一斉受付期間（予定）



※仮申請の方は上記スケジュールに含まれません

(イ) 随時受付



7 申請に必要な書類

次の書類を児童館又は市子ども家庭支援課に提出ください。

(1) 児童クラブ入所申請書

- ・一斉受付の申請の際は、令和9年4月1日時点の学年と年齢を記入してください。
- ・お子さん1人につき1部を提出してください。

(2) 保護者が家庭で保育できないことを証明する書類（父母それぞれ、いずれか）

事由	必要な添付書類
就労 （会社員・専従者等）	①就労証明書 ※全国統一の標準様式（子ども・子育て支援法施行規則様式第1号様式）又は市様式
就労 （農業・自営業等）	①農業・自営業に係る従事証明書（市様式） ②確定申告書の写し（第1表・第2表） ※令和8年開業で確定申告書がない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
就学・職業訓練	①在学証明書 ②カリキュラム内容が分かるもの ※就労目的に限る、自宅学習、カルチャー教室、趣味的講座等は除く
出産	①母子健康手帳の写し ※氏名と出産予定日のわかるページを提出
求職	①求職活動申告書（市様式） ②求職活動中であることを証明する書類 ※求職活動支援機関等利用証明書、求職サイト登録画面の写し、雇用保険受給資格者証の写し、起業準備をしていることが分かる書類等
傷病・入院	①医師の診断書または入院期間を証明する書類 ※児童の保育ができないことが記載されていない場合は不可 ※整骨院の証明書は不可
常時介護	①医師等の証明書または介護保険被保険者証の写し ※氏名・要介護区分・認定期間が分かるページの写しを提出 ※要介護2以上 ※常時介護でない場合、在宅介護以外（施設入所等）の場合は不可
災害復旧	①罹災証明書

※兄弟姉妹で複数人申請をする場合は、2人目以降の証明書類はコピーで構いませんが、必ず1人につき1枚の証明書を添付してください。

※記載内容の確認のため、補足書類の提出依頼や就労先等への連絡をする場合があります。

※申請期間中に有効期間が切れる証明書類は、更新後に再度写しを提出ください。

(3) その他の必要書類（該当する方のみ）

① お子さんに食物アレルギーがある場合

- ・アレルギー状況表（市様式）又は小学校に提出する指示書の写し

※児童クラブではおやつを提供しますので、アレルギーがある場合は必ず記入ください。

② 離婚予定の場合（別居かつ調定中等で配偶者の就労証明書が提出できない場合）

- ・離婚予定であることが分かる書類の写し

例 離婚調停に係る家庭裁判所の発行書類 等

③ 保護者が身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合

- ・各手帳の氏名・等級・有効期間のわかるページの写し

④ 令和9年1月2日以降に市へ転入する方で市県民税が非課税の場合

- ・令和9年1月1日時点で住民票があった自治体が発行する令和9年度（令和8年分）市県民税の非課税証明書

※減額を希望する該当者のみ令和9年6月以降に提出ください。（入所日に遡って利用者負担金が減額となります。）

⑤ その他

その他、入所の選考にあたり、別途必要書類を提出いただく場合があります。

【注意事項】

- ・申請書や添付書類に記入漏れや虚偽があると正しい審査や児童クラブの受入準備等ができません。申請と異なる事実が後日判明した場合は、状況によって退所いただく場合がありますのでご注意ください。
- ・集団生活に困難または心配がある場合はご相談ください。
- ・提出後、記入内容等について保護者や就労先に電話で確認を行う場合があります。お手数ですが、着信履歴があった際は、折り返しの電話にご協力ください。

8 一斉受付の仮申請（職業訓練等・求職・未入園・復職の方）

下記に該当する方が一斉受付期間に申請する場合は、申請時点で入所要件を満たしていないため「仮申請（審査保留）」として受け付けます。

「仮申請」では、後日、追加書類の提出や報告が必要となります。提出等をいただけない場合は、審査対象外（入所不可）となりますのでご注意ください。

また、(1)・(2)の仮申請者については、本申請者の入所審査・可否決定の後に審査等を行いますので、追加書類の提出等をいただいた場合でも入所待機となる可能性があります。

(1) 就学・職業訓練（修了日が令和9年4月より前の方）	
必要事項	就労証明書又は求職活動申告書等の提出
期 限	職業訓練校等の修了日まで
* 児童クラブを利用できる期間は修了日までです。 * 4月以降に利用いただくには、修了日以降、他に保育ができない事由に該当することの証明が必要です。 * 未提出の場合は審査対象外（入所不可）となります。 * 入所可否の決定等は書類の提出後となりますのでお早めに提出ください。	

(2) 求職（就労先未決定の方）	
必要事項	就労証明書の提出
期 限	令和9年2月末まで
* 2月末までに就労先を確定いただき、就労証明書を提出いただく必要があります。 * 期限までに未提出や就労が決まらない場合は審査対象外（入所不可）となります。 * 入所可否の決定等は令和9年3月上旬以降となります。	

(3) 未入園（未就学の弟妹がおり、こども園等の入園がまだ決まっていない方）	
必要事項	入園が決定次第、子ども家庭支援課にご連絡ください
期 限	令和9年2月末まで
* 期限までに未報告や入園確認ができない場合は審査対象外（入所不可）となります。 * 育児休業中の場合や未就学の弟妹が未入園の場合等は利用できません。 * 入所可否の決定等は連絡後となりますのでお早めにご連絡ください。	

(4) 令和9年度中に復職予定(復職日未定の方)	
必要事項	復職日が決定次第、子ども家庭支援課にご連絡ください
期 限	令和9年2月末まで
*産休・育休中の利用はできません。復職日から利用開始となります。 *期限までに未報告、復帰日未定の場合は審査対象外(入所不可)となります。 *入所可否の決定等は連絡後となりますのでお早めにご連絡ください。	

*事情により期限までに提出や連絡等ができない場合は必ず事前に相談ください。



9 申請しても入所できないとき（入所待機）

近年、児童クラブの利用希望が急増しており、クラブによっては希望者全員を受け入れることができない場合があります。

入所申請数が各クラブの受入可能人数を超えた場合は、入所基準に基づき選考を行い、入所者を決定します。

選考により入所できなかったお子さんは、「入所待機」となり、退所等により児童クラブの受け入れが可能となった場合のみ、順次入所のご案内をします。

なお、低学年等の優先度が高いお子さんからご案内をしますので、年度を通じて入所できないことがあります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。

＊令和8年度に入所待機が発生した児童クラブは下記のとおりです。

【豊科地域】豊科南小学校、豊科北小学校

【穂高地域】穂高南小学校、穂高西小学校、穂高北小学校

【三郷地域】三郷小学校

＊待機児童解消に向け、豊科南小学校、豊科北小学校、穂高南小学校、三郷小学校について、児童クラブ室の新築・増築工事を令和8年度から進めております。

新クラブ室の利用開始は令和10～11年度を予定しています。

○児童クラブの利用希望が増加する一方、自宅にいたい、友達と遊びたい、習い事がある等の理由により入所したものの実際には児童クラブを利用しないケースが増えていきます。ご申請にあたっては、事前にお子さんに利用の意思をご確認ください。また、未利用が続くときは退所いただく場合もありますのでご了承ください。

○高学年等の自宅で留守番ができるお子さんについては、児童クラブ以外に児童館の自由来館や公共施設（図書館・公民館等）の活用も検討いただき、可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

10 申請内容に変更があるとき

入所後に、入所申請書に記入した内容が変わる場合や利用内容の変更を希望する場合は、児童クラブ又は子ども家庭支援課へ「児童クラブ利用変更届」の提出が必要です。

変更届を提出せず利用していた事実が判明したときは、利用制限や退所していただく場合がありますので忘れずに提出ください。

(1) 入所申請書の記入内容が変更になる場合

(例) 退職、転職、雇用条件変更、離婚、再婚、転居、妊娠、産休、死亡等

- ・ 転職や雇用形態、就労時間等に変更があった場合は就労証明書を添付ください。

(2) 利用形態を変更する場合（通年利用・長期利用）

- ・ 変更月の前月までに提出ください。

- ・ 利用形態の変更は月ごとのため、申請日の翌月から変更となります。

※児童クラブの定員が満員のときは長期利用から通年利用への変更はできません。

(3) 延長保育の申請を取り下げる場合

- ・ 利用月の前月までに提出ください。

- ・ 変更届の提出がない限り利用料が発生しますのでご注意ください。

11 退所・利用が制限されるとき

(1) 退所する場合

年度途中で退所する場合は、児童クラブ又は子ども家庭支援課へ「退所届」を提出ください。緊急的なご事情がない限り、退所日は月末としてください。

(2) 退所又は利用制限となる場合

(ア) 保護者が児童クラブの利用要件に当てはまらなくなった場合

(例) ○出産：出産予定日の翌月末をもって退所となります。変更届又は退所届と母子手帳の写しの提出が必要です。

○退職：新しい就職先等が未定の場合は退所となります。求職による継続利用を希望する場合は、求職活動申告書等の提出が必要です。

(イ) 児童クラブの管理上又は運営上支障があると判断した場合

- ① 正当な理由がなく、保護者が負担金を滞納したとき

- ② 正当な理由がなく、無断でおおむね1ヵ月以上、児童クラブの利用がないとき
- ③ 他人に危害を加える又は他人の迷惑となる行為をするとき
- ④ 疾病その他の事由により集団生活に適さないとき
- ⑤ その他教育委員会が児童クラブの管理上又は運営上支障があると認めるとき

- 特性や持病、障害等がある場合等で、各クラブの状況や職員配置等からお子さんにとって安全かつ適切な育成環境が提供できないと判断したとき
- 過度な要求、苦情、暴言等、言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断したとき
- 開設時間外のお迎えが頻発なとき

など



12 児童クラブ以外の事業

◆お子さんの発達に心配があるとき

(1) 放課後等デイサービス

発達に心配のある学齢児に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います（療育）。

利用にあたっては条件があり、手続きが必要になります。まずはご相談ください。

- ・問 合：安曇野市 障がい者支援課 支援給付担当
- ・電 話：0263-71-2083

(2) 子どもの発達に関する相談

発達に心配があるお子さんが健やかに成長し、安心して成長できるよう成長段階に応じた相談・支援を行います。

- ・問 合：安曇野市 子ども家庭支援課 子ども発達支援相談室
- ・電 話：0263-81-0719

◆一時預かりサービス

(1) 安曇野市ファミリー・サポート

子育ての手伝いが必要な人と、手伝いが出来る人が一時的に有償で助け合う会員制の相互援助活動です。当日や病児・病後児の預かりにも可能な限り対応しています。

- ・問 合：安曇野市ファミリー・サポート・センター
(安曇野市社会福祉協議会 地域福祉課 子育て支援係)
- ・電 話：0263-71-1125 (直通)

(2) 安曇野赤十字病院 病児・病後児保育室「あづみのキッズ♥けある〜む」

病気の回復期前または回復期にあるお子さんを就労等により保護者が家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりする制度です。

- ・問 合：安曇野赤十字病院
- ・電 話：0263-72-0082 (直通)

◆放課後等の場所支援

(1) 児童館（自由来館）

児童館は、乳幼児親子から高校生までを対象とした児童厚生施設で無料、予約なしで気軽に利用できます。また、育児相談や乳幼児親子サークル等、地域のボランティアさんの協力もいただきながら色々な行事を開催しています。

○開設時間

- ・平日 午前9：30～午後6：00
- ・小学校休校日（土曜日など）午前8：30～午後6：00

○その他

- ・学校登校日は一度帰宅し、ランドセルを置いてから遊びに来てください。
- ・昼食はご自宅で取るようにしてください。
- ・児童館は、保護者の承諾と責任のもと、利用する施設です。

(2) 放課後子ども教室「わいわいランド」

市内の小学校に通う小学生を対象に、放課後の子どもの居場所を確保するとともに、子どもたちが主体的に遊びと学びを楽しむ時間づくりをしています。

○開設時間

毎週水曜日の授業終了後から概ね下校時刻まで

○その他

- ・参加費は無料です。
- ・参加申し込みの受付は年度初めに小学校を通じて行います。
- ・学校によって利用できる学年が異なります。
- ・年度途中の加入希望や活動内容の詳細は、各地域公民館にお問合せください。

よくある質問

～ 入所・利用 ～

Q：申請要件を満たしていれば、必ず入所できますか？

A：入所希望者がクラブの受入可能数を超えた場合は入所できない場合があります。

入所希望者がクラブの受入可能数を超えた場合は選考を行い、入所者を決定します。

入所できなかったお子さんは「入所待機」となります。

Q：入所待機となった場合、どのくらい待てば入所できますか？

A：年度を通じて入所できない場合があります。

退所等により希望する児童クラブが受入可能になった場合のみ、順次ご案内をします。なお、ご案内は低学年のお子さんやひとり親家庭のお子さん等、より優先度が高いご家庭から行います。

Q：通学している小学校と別の児童クラブを選べますか？

A：児童クラブの指定はできません。

通学している小学校に対応する児童クラブでの受入となります。

Q：仲の良い友達と一緒にの部屋にしてもらえますか？

A：実施場所や部屋割りの希望は受け付けておりません。

また、部屋割等は入所児童の状況により調整を行うため、毎年変更となります。多くのお子さんを受け入れるための調整となりますのでご理解ください。

Q：児童クラブに一人で行けないので学校まで迎えにきてくれますか？

A：お子さんが学校から児童クラブまで、一人で自力通所ができることが必須です。

ただし、新1年生は4月当初から2週間程度、児童クラブ職員と一緒に学校から通所をします。

Q：児童クラブを利用中ですが、退職する予定です。継続利用はできますか？

A：退職後の状況によります。

就労等の申請要件を満たさない場合は退職の時点で退所となります。ただし、以下の場合は継続利用が可能です。

- ・ 転職：利用できます。変更届と新しい勤務先の就労証明書を提出ください。
- ・ 求職：限定期間のみ利用できます。変更届と求職活動申告書等を提出ください。

利用できる期間は求職日（退職日の翌日）から2ヶ月以内です。

～ 申請 ～

Q：一斉受付期間以外は、申請できませんか？

A：申請は一斉受付期間後も可能です（随時受付）。

ただし、一斉受付の時点で既に定員に達した児童クラブは入所待機となります。
例年、夏休み前に入所希望が多くありますが、ほとんどの児童クラブで既に入所が難しいため、一斉受付期間での申請をおすすめします。

Q：専業主婦（主夫）ですが、子どもが行きたがっています。申請できますか？

A：申請要件を満たさない場合は利用できません。

児童クラブは就労等により昼間家庭で子どもを保育できない方が対象の事業です。

Q：集団生活を送る中で心配なことや配慮が必要なことがあります。

A：必ず申請書の児童の健康状況欄に詳細を記入ください。

お子さんを安全に受け入れるうえでの重要な情報となります。記入漏れ等がないように必ずご記入ください。

Q：現在は市外に住んでいますが、安曇野市に転入予定です。申請できますか？

A：転入先住所と就学校が決定していれば申請できます。

申請書には、現住所（通知書送付先）のほか、転入予定日、転入先住所、就学予定校をご記入ください。

Q：特認校（明北小）に申込中ですが、結果がまだ出ていません。申請できますか？

A：申請できます。

特認校申請中であること、本来の通学校の2点を申請書の空欄にご記入ください。
入学可否の結果が出ましたら、至急ご連絡ください。

Q：自宅で事業を営んでいます（在宅ワーク含む）。児童クラブに入れるでしょうか？

A：事業の内容により、ご家庭で保育ができない場合のみ申請できます。

Q：冬季期間、働いていませんが児童クラブに入れるでしょうか？

（例：農閑期、ゴルフ場勤務で冬季閉鎖 等）

A：利用できますが、就労のない期間がおおむね3か月以上となる場合、その期間中は利用制限（利用停止）となります。

ただし、農閑期に副業（アルバイト等）を行う場合は継続利用できます。別途、就労証明書等を作成し提出ください。

～ 提出書類 ～

Q：配偶者が単身赴任のため安曇野市に住んでいません。就労証明は必要ですか？

A：申請要件（就労）の事実確認のため必要です。

Q：祖父が自営業をしており、母（保護者）はその専従者として働いています。

この場合の就労の証明はどうすればいいですか？

A：祖父（雇用主）が作成した就労証明書を提出ください。

Q：離婚手続き中です。相手の就労証明書は必要ですか？

A：別居かつ離婚調定中等で配偶者の就労証明書が提出できない場合のみ不要です。

離婚協議中であることが証明できる書類（離婚調停に係る家庭裁判所の発行書類等）の写しを提出ください。

Q：保護者以外に祖父母の就労証明書等は必要ですか？

A：不要です。

Q：事実婚やパートナーがいます。相手の就労証明書は必要ですか？

A：不要です。

Q：ひとり親ですが、申請後に再婚しました。配偶者の就労証明書は必要ですか？

A：変更届（再婚）と再婚した配偶者の就労証明書を提出ください。

Q：就労証明書を用意するのに時間がかかります。先に申請書だけ提出してもいいでしょうか？

A：必要書類が不足している等、不備がある場合は受付できません。

他県の本社で就労証明書を発行するため時間がかかる等の場合は、お早めに発行手続きをいただくようお願いします。

Q：申請後に転職しました。就労証明書の出し直しは必要ですか？

A：変更届（転職）と新しい勤務先の就労証明書を提出ください。

Q：ダブルワークをしています。就労証明書は両会社分必要ですか？

A：すべての勤務先の就労証明書が必要です。

一斉受付申請者のみなさま

- 利用の意向がなくなったとき（申請の取下、入所辞退）は必ずご連絡をください。
- 入所可否の決定通知は令和9年1月中旬以降を予定しています。
順次発送をしますので、1月中下旬の発送に関するお問合せ等をご遠慮ください。
- お子さんの特性等によっては、受入調整のために他のお子さんより入所可否の決定通知が遅れる場合があります。また、児童クラブの事前見学等が必要になる場合があります。
- 申請書提出後に仕事や勤務形態、勤務時間の変更等があった場合は審査内容が変更となる可能性があります。必ずご連絡をください。

<仮申請の方>

追加書類の提出や市への連絡が後日必要となります。＜詳細p.15～16＞
提出や連絡がない場合は審査対象外となり、児童クラブの入所はできませんのでご注意ください。

- 就学・職業訓練の方（修了日が4月より前の方）
修了日までに就労証明書又は求職活動申告書を提出ください。
- 求職の方
2月末までに就労証明書を提出ください。
- 未就学のきょうだいの入園先が未定の方、復職日が未定の方
2月末までに入園の状況、復職日をご連絡ください。
入園や復職日が決まらない場合は入所できません。なお、園等の2次募集等によりまだ入園が確定しない場合はその旨を連絡ください。

安曇野市教育委員会事務局 子ども家庭支援課 児童青少年係
〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
TEL 0263-71-2078 FAX 0263-72-2065